

議案第 13 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成  
元年墨田区条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 10 年墨田区条例第 4 号)  
の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

(墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 3 条 墨田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年墨田区条例  
第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同条第 7 号中「及び勤  
務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同条第 6 号を同条第 7 号とし、同  
号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1  
号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

## 付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

### (提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例その他の関係条例について、所要の規定整備をする必要がある。